

# 島根県立飯南高等学校 部活動方針（2023年度）

部活動は、スポーツ、芸術、文化、科学等に興味・関心がある生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、各部の指導者の指導の下、学校教育の一環として行われており、主体性、責任感・連帯感などの社会性及び豊かな心と健やかな体を育むための学校教育活動である。

また、新型コロナウイルス感染症は5類相当となったが、平時から換気の確保を求められているため、引き続き留意しながら活動するものとする。

島根県の「部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校の教育目標の実現に向けて、心身の健全な成長と成果をあげる部活動をめざすために、次のとおり部活動方針を定める。

## 1. 基本方針

- (1) 部活動を通して、自らの人生を主体的に切り拓く力を育成する。
- (2) 何事にも積極的に取り組む、心豊かで自立できる生徒を育成する。
- (3) スポーツ、芸術、文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てる。

## 2. 指導者の役割

- (1) 基本方針に基づく適切な部活動の運営
  - ①年間活動計画及び活動方針の策定
  - ②活動実績等の作成
  - ③地域指導者及び部活動指導員との緊密かつ適切な連携
  - ④その他、部活動に係る庶務・会計など
- (2) 生徒の実態やニーズに応じた合理的で適切な指導の実施
  - ①体罰等の根絶  
部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。
  - ②安全管理と事故防止に努める
    - ア. 生徒の健康管理の把握を行う。
    - イ. 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
    - ウ. 危機管理体制の徹底を行う。
  - ③保護者の理解と協力を得る  
保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者の理解を得る。

## 3. 生徒の心構え

- (1) チームの目標、個人の目標をもち、目標達成に向けて粘り強く取り組む。
- (2) 時を守り、時間を有効に使い、質の高い活動をする。
- (3) 活動場所を清め、設備備品と用具を大切に使い、部室は常に整理整頓する。
- (4) 礼を重んじ、仲間を大切にし、お互いに支え合いながら活動する。

#### **4. 本校の部活動体制**

##### **(1) 設置部活動及び同好会**

野球部、テニス部、ハンドボール部、卓球部、バレー部、剣道部、スキーパーク、  
報道部、自然科学部、吹奏楽部、コンピュータ研究部、JRC部、  
書道同好会、茶道同好会

##### **(2) 活動時間・休養日など**

①活動時間 学期中 平日 3 時間程度 週休日等 4 時間程度  
長期休業中 4 時間程度

②休養日 週あたり 1 日以上とする。

③その他 定期試験の 1 週間前から原則として休養日とする（下記参照）。  
特別な事情の場合については時間延長を認める。  
長期休業中は一定程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- \* 大会前の練習、合宿や遠征、練習試合等を実施する場合はこの限りではない。ただし、生徒および保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。
- \* 冬季における屋外での活動が困難となる部活動、また、冬季がシーズンとなる部活動等については、季節によって活動時間を変更したり、オフシーズンに休養日をまとめて設けたりするなど、年間を見通してバランスを取り、部の特性に応じた活動を行う。

##### **(3) 大会参加の条件**

- ①高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

#### **5. 留意事項**

##### **(1) 活動終了時間／校舎退出時間など**

- ①活動終了 18:30（通年）  
校舎退出 19:20（通年） \* 体育館は、19:00 施錠  
\* 活動時間延長を希望する場合は、「部活動延長願」を提出し、許可を得ること。  
\* バス（最終便）の時間を考慮して活動すること。

② 活動時間の延長にあたっては、保護者の承諾を得ること。

③ 1 年生の活動

\* 1 学期中間試験までは、学習習慣が確立されるように配慮すること。

##### **(2) 定期試験発表後の部活動**

○定期試験発表日から試験終了前日までの活動は原則として禁止する。ただし、大会の開催日程が近く、職員会議の了承を得た場合には、放課後 1 時間程度の活動を行うことができる。

##### **(3) 新型コロナウイルス感染症対策として**

○感染症流行時には、身体的距離を確保したり、大声での発声を控えたりするなどの対策を場面に応じて講じるものとする。